

[事案 30-145] 死亡保険金支払請求

・平成 30 年 12 月 18 日 裁定打切り

<事案の概要>

被保険者が生前、告知義務違反にあたる傷病に罹患していた事実を知らなかったことを理由に、死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 12 月に親が契約した限定告知型定期保険について、以下の理由により、死亡保険金を支払ってほしい。

- (1)被保険者でもある親は、契約後に入院をした際、肝硬変を患っていることを医師から初めて聞いており、それまで肝硬変の治療をしているという事実の認識は一切なかったため、告知義務違反はしていない。
- (2)告知事項は、告知時点で肝硬変による医師の診察、検査、治療を受けているかというものであり、仮に被保険者が告知以前に肝硬変の治療等の医療行為を受けていたとしても、告知時点で肝硬変の治療等医療行為を受けていなければ、保険金が給付される契約である。

<保険会社の主張>

被保険者は、告知日の数年前に肝硬変と診断され、告知日の直前まで定期的に通院加療を続けていることから、告知日時点で肝硬変であることを知っていたと考えられるため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、診断書等によれば、被保険者は、告知日の数年前に肝硬変症の確定診断を受け、肝硬変症を傷病名として告知日の直前まで定期的に通院していたところ、保険会社が告知を求めた事項について事実が告げられていないので、客観的には告知義務違反となっている。

一方、診断書には、被保険者は、上記診断以前から糖尿病の既往症を有し、肝硬変とも診断されていたが、治療の根本は糖尿病のコントロールであり、肝機能はほぼ正常に推移していた旨の記載もある。そうすると、被保険者は、告知の時点で、肝硬変で医師の診察・検査・治療を受けている認識を有していなかった可能性も否定できない。

上記を踏まえると、診断書等により、告知義務違反に関する被保険者の免責について一概に判断することはできず、これを判断するためには、被保険者の詳細な医療記録を元に、被保険者、医師、契約時の被保険者の状況を知る関係者の事情聴取を行うことが必要不可欠であるが、被保険者は既に死亡しており、当審査会は医師などの第三者の尋問を行う権限はないため、本事案は裁判所における訴訟手続によることが適当である。